

## 第52号議案

### 品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例

#### 1 概要

旅費の計算等に係る規定の簡素化、支給要件の見直し等を行うため、国家公務員等の旅費に関する法律（以下「法」という。）が改正された。

品川区長および副区長の給与および旅費条例は、法に規定する旅費の額を参照しているため、法改正に合わせて規定整備を行う。

また、本改定に伴い、区長等の旅費条例を参照する附属機関の構成員等の関連する5条例の旅費の種類についても、合わせて規定整備を行う。

#### 2 改正内容

##### 【改正条例】

- ・品川区長および副区長の給与および旅費条例・・・別紙1
- ・品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例・・・別紙2
- ・品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例・・・別紙3
- ・調査、審査等に出頭した者および公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例・・・別紙4
- ・品川区行政委員会の委員の報酬および費用弁償に関する条例・・・別紙5
- ・品川区監査委員の給与等に関する条例・・・別紙6

##### 【主な改正内容】

新法 旅費種類	旧法 旅費種類
宿泊費	宿泊料
宿泊手当	日当
(廃止)	食卓料

#### 3 施行日

令和7年4月1日

品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例新旧対照表

○品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例

改正後	改正前								
<p>○品川区長および副区長の給与および旅費条例 昭和22年6月24日条例第14号</p> <p>(旅費)</p> <p>第3条 (第1項省略)</p> <p>2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費および渡航雑費</u>とし、その額は、<u>国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和6年政令第306号)第1条第2項第2号の指定職職員等に支給される額に相当する額</u>とする。</p> <p><u>付 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>改正後の第3条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。</u></p>	<p>○品川区長および副区長の給与および旅費条例 昭和22年6月24日条例第14号</p> <p>(旅費)</p> <p>第3条 (第1項省略)</p> <p>2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料および渡航手数料</u>とし、その額は、<u>別表に定めるものを除き、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)中指定職の職務にある者相当額</u>とする。</p> <p><u>別表(第3条関係)</u></p> <p>(1) <u>内国旅行の日当、旅行雑費および宿泊料</u></p> <table border="1" data-bbox="1173 756 2063 986"> <tr> <td><u>日当</u></td> <td><u>1日当たり3,000円。ただし、近接地の地域内の旅行については支給しない。</u></td> </tr> <tr> <td><u>旅行雑費</u></td> <td><u>近接地の地域内の旅行において公務のため特に必要な経費の実費額</u></td> </tr> <tr> <td><u>宿泊料</u></td> <td><u>1夜当たり13,100円</u></td> </tr> </table> <p>(2) <u>外国旅行の渡航手数料</u></p> <table border="1" data-bbox="1173 1038 2063 1171"> <tr> <td><u>渡航手数料</u></td> <td><u>旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料および査証手数料、外貨交換手数料、旅客サービス施設使用料、旅客保安サービス料ならびに入出国税の実費額</u></td> </tr> </table>	<u>日当</u>	<u>1日当たり3,000円。ただし、近接地の地域内の旅行については支給しない。</u>	<u>旅行雑費</u>	<u>近接地の地域内の旅行において公務のため特に必要な経費の実費額</u>	<u>宿泊料</u>	<u>1夜当たり13,100円</u>	<u>渡航手数料</u>	<u>旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料および査証手数料、外貨交換手数料、旅客サービス施設使用料、旅客保安サービス料ならびに入出国税の実費額</u>
<u>日当</u>	<u>1日当たり3,000円。ただし、近接地の地域内の旅行については支給しない。</u>								
<u>旅行雑費</u>	<u>近接地の地域内の旅行において公務のため特に必要な経費の実費額</u>								
<u>宿泊料</u>	<u>1夜当たり13,100円</u>								
<u>渡航手数料</u>	<u>旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料および査証手数料、外貨交換手数料、旅客サービス施設使用料、旅客保安サービス料ならびに入出国税の実費額</u>								

## 品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

## ○品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

改正後	改正前
<p>○品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例 昭和29年3月26日条例第7号</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第4条 (第1項省略)</p> <p>2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費および宿泊手当の7種</u>とし、その額は区長相当額とする。</p> <p>3 委員が会議に出席するときの費用弁償は、鉄道賃、船賃、<u>その他の交通費および宿泊費</u>の4種とし、特別区の存する区域外の居住地から出席する者に限り支給する。</p> <p>4 (第4項省略)</p>	<p>○品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例 昭和29年3月26日条例第7号</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第4条 (第1項省略)</p> <p>2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、日当、旅行雑費、宿泊料および食卓料の8種</u>とし、その額は区長相当額とする。</p> <p>3 委員が会議に出席するときの費用弁償は、鉄道賃、船賃、<u>車賃および宿泊料</u>の4種とし、特別区の存する区域外の居住地から出席する者に限り支給する。</p> <p>4 (第4項省略)</p>

## 品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

## ○品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

改正後	改正前
<p>○品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例 昭和31年10月12日条例第28号</p> <p>(旅費)</p> <p>第3条 (第1項省略)</p> <p>2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括</u> <u>宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費および渡航雑費</u>とし、 その額は区長相当額とする。</p>	<p>○品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例 昭和31年10月12日条例第28号</p> <p>(旅費)</p> <p>第3条 (第1項省略)</p> <p>2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、</u> <u>食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料および渡航手数料</u>とし、その 額は区長相当額とする。</p>

調査、審査等に出頭した者および公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

○調査、審査等に出頭した者および公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

改正後	改正前
<p>○調査、審査等に出頭した者および公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和40年3月31日条例第15号</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第3条 (第1項省略)</p> <p>2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費および宿泊手当</u>の7種とし、その額は区長相当額とする。</p> <p>3 (第3項省略)</p>	<p>○調査、審査等に出頭した者および公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和40年3月31日条例第15号</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第3条 (第1項省略)</p> <p>2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、日当、宿泊料および食卓料</u>の7種とし、その額は区長相当額とする。</p> <p>3 (第3項省略)</p>

## 品川区行政委員会の委員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

## ○品川区行政委員会の委員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

改正後	改正前
<p data-bbox="174 316 1117 391">○品川区行政委員会の委員の報酬および費用弁償に関する条例 昭和43年12月2日条例第30号</p> <p data-bbox="165 403 309 435">(費用弁償)</p> <p data-bbox="120 448 423 480">第5条 (第1項省略)</p> <p data-bbox="120 493 1117 568">2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当および渡航雑費</u>の8種とし、その額は区長相当額とする。</p> <p data-bbox="120 580 365 612">3 (第3項省略)</p> <p data-bbox="120 625 365 657">4 (第4項省略)</p>	<p data-bbox="1173 316 2110 391">○品川区行政委員会の委員の報酬および費用弁償に関する条例 昭和43年12月2日条例第30号</p> <p data-bbox="1164 403 1308 435">(費用弁償)</p> <p data-bbox="1120 448 1422 480">第5条 (第1項省略)</p> <p data-bbox="1120 493 2110 568">2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、日当、宿泊料、食卓料および渡航手数料</u>の8種とし、その額は区長相当額とする。</p> <p data-bbox="1120 580 1364 612">3 (第3項省略)</p> <p data-bbox="1120 625 1364 657">4 (第4項省略)</p>

## 品川区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

## ○品川区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

改正後	改正前
<p>○品川区監査委員の給与等に関する条例 平成4年3月30日条例第4号</p> <p>(旅費および費用弁償)</p> <p>第3条 (第1項省略)</p> <p>2 旅費または費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、 宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当および渡航雑費</u>とし、その額は、品川区長 および副区長の給与および旅費条例(昭和22年品川区条例第14号。以下「区 長等の給料条例」という。)の規定により区長が受けるべき額に相当する 額とする。</p> <p>3 (第3項省略)</p>	<p>○品川区監査委員の給与等に関する条例 平成4年3月30日条例第4号</p> <p>(旅費および費用弁償)</p> <p>第3条 (第1項省略)</p> <p>2 旅費または費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、日当、旅 行雑費、宿泊料、食卓料および渡航手数料</u>とし、その額は、品川区長およ び副区長の給与および旅費条例(昭和22年品川区条例第14号。以下「区長 等の給料条例」という。)の規定により区長が受けるべき額に相当する額 とする。</p> <p>3 (第3項省略)</p>